

ネットワーク通信

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

№41

2021.5.18



事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460
Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

【トピック】

- ▶ やまなし障害児・障害者プラン2021が策定されました。その内容について紹介します。
- ▶ 令和3年度障害者差別地域相談員について紹介します。

「やまなし障害児・障害者プラン2021」は、市町村や関係機関と連携しながら医療、雇用、教育、地域安全、防災等、あらゆる分野を含めて総合的かつ計画的に山梨県の障害福祉施策を推進するための基本方針です。

山梨県では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指し、障害者施策を総合的に推進してきました。「やまなし障害児・障害者プラン2021」は、共生社会の実現に向け、障害者施策を近年の社会情勢にも対応させて推進するための新たな視点を取り入れたプランです。

やまなし障害児・障害者プラン2021の概要

山梨県HPより

プランの基本的な事項

- 策定の趣旨
県が市町村や関係機関等と連携しながら総合的に障害者福祉施策に取り組むための基本指針
- 位置付け
次の4本の計画を統合して策定
 - ① 山梨県障害者計画（障害者基本法）
 - ② 第6期山梨県障害福祉計画（障害者総合支援法）
 - ③ 第2期山梨県障害児福祉計画（児童福祉法）
 - 新④ 山梨県障害者文化芸術活動推進計画（障害者文化芸術推進法）
- 期間
令和3～5年度（3年間）
- 障害保健福祉圏域
4圏域
中北圏域、峡東圏域、
峡南圏域、富士・東部圏域



基本理念

県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。

プランを貫く基本的視点

- ・ 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ・ あらゆる場面における利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上
- ・ 障害者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・ 障害特性などに配慮したきめ細かい支援
- ・ 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- 新・ 安全・安心で感染症に負けない社会の構築
- 新・ 障害のある人とない人の相互理解の促進及び社会参加の推進
- ・ PDCAサイクルなどを通じた実効性のある取組の推進

やまなし障害児・障害者プラン2021 新たなる取組

*基本的な視点として、次のような新たなものが加えられています

◆安心・安心で感染症に負けない社会の構築◆

新型コロナウイルス感染症は、障害のある人の日常生活や社会生活にも大きな影響を与えています。このような状況下においても、障害のある人の安全・安心な生活を確保できるよう障害者施策全般について、感染症に対して強靱な社会への移行を見据えた取組を推進する必要があります。

◆障害のある人とない人の相互理解の促進及び社会参加の推進◆

障害のある人が、地域でいきいきと生活するためには、あらゆる分野の活動に参加することが重要です。文化芸術活動やスポーツ活動など大勢の人と交流できる社会参加の機会の確保、社会参加の障壁となる心のバリアや物理的バリアの除去、ユニバーサルデザインや意思疎通支援など、障害がある人が社会参加しやすい環境づくりが求められています。

◆山梨県障害者文化芸術活動推進計画◆

1、障害のある人による文化芸術活動の促進

障害の種類、程度にかかわらず、障害のある全ての人が文化芸術活動に参加できる環境を整備します。

2、障害のある人による芸術上価値が高い作品の創造等に対する支援

専門的な芸術教育を受けていない人による芸術上価値が高い作品の創造等を支援します。

3、文化芸術活動を通じた交流を深め、障害の有無にかかわらず誰もがともに活躍する社会の実現

障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合い、ともに活躍できる社会の実現を目指し、障害のある人の文化芸術活動の充実を図り、地域に新たな活力を生みだします。

施策の展開

プランの基本理念、共生社会の実現に向け、生活基盤づくり、安全・安心、地域移行、生活支援、就労支援、教育、社会参加、医療・保健・介護等の広範囲な場面において、本県の障害者福祉が直面する課題を踏まえ、大きく3つの施策を柱として本格的な施策を体系化しました。

<施策の柱1>

誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる
障害及び社会的障壁に関する問題がすべての県民の問題として認識され、その理解が深められることで、バリアのない誰もが暮らしやすい地域社会を目指します。

- ① 相互理解の促進
- ② 民間との協働体制の整備・市町村との連携
- ③ 差別の解消及び権利擁護の推進
- ④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ（アクセシビリティ）の向上
- ⑤ 安全・安心の確保

<施策の柱2>

望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす
障害のある人ができる限り自分で選んだ住まいで、必要とする福祉サービスや医療を受けながら、自ら描く人生を進んでいくことができる、そのような暮らしの実現を目指します。

- ① 自己選択・自己決定の支援
- ② 障害福祉サービス等の充実・質の向上
- ③ 保健・医療の充実

<施策の柱3>

自らの力を高め、いきいきと活動する
障害のある人が地域の一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、障害のある人とない人が共に学び、働く中で、障害のある人が自らの力を高め、芸術活動やスポーツなどを通して大勢の人と交流しながら、地域でいきいきと生活することを目指します。

- ① 教育の充実
- ② 雇用・就労・定着に向けた支援
- ③ 社会参加への支援
- 新④ 障害者スポーツの推進
- 新⑤ 文化芸術活動の充実

令和3年度障害者差別地域相談員

令和3年度障害者差別地域相談員委嘱状交付式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のために4月下旬に委嘱状の送付をもって代えさせていただきました。障害者差別地域相談員の業務等に関する研修会につきましては、6月17日に開催を予定しております。

令和3年度は、全市町村から43人の地域相談員のご推薦をいただき、県知事からの委嘱状を送付させていただきました。本年度の各市町村の配置体制の状況を紹介します。

➤ 27市町村の地域相談員配置状況

■ 複数配置の市町村12、単独配置の市町村15

■ 複数配置12市町村のうち、市町村障害福祉担当課職員(以下、担当課職員)と障害者相談員等の組合せによる配置の市町村8

➤ 地域相談員の構成

担当課職員25人、市町村等相談支援センター相談員6人

身体・知的障害者相談員・身障者福祉社会会長・施設長等12人(新規地域相談員9人)

本年度も、信頼される相談体制の構築と引き続きの周知、地域相談員と担当課職員との連携、相談員連絡会などの開催に取り組んでいただき、情報交換と共有、地域への啓発活動をお願いしています。

地域相談員の名簿は、県のホームページでご覧いただくことができます。皆さんの市町村の相談員の方々をご確認ください。アクセス方法は次のとおりです。

[県HP]→[医療・健康・福祉]→[相談窓口]→[障害者]→[障害者差別地域相談員]

文責：河野敏三 ・ 志田市造 (県障害者差別解消推進員)